

農委広報

かみのやま

第152号

令和2年3月25日発行

(編集・発行)

上山市農業委員会

電話 023-672-1111

FAX 023-672-1112



自慢のセリ畑を紹介、佐藤和愛さん

皆さんは「東北地方で有名な「セリ」の生産地はどこですか?」と聞かれたら、山形市の「堀込セリ」、または宮城県「仙台南」に答える方が多いと思いますが、上山市でも「セリ」栽培が行われていることを知っていますか?

今回紹介するのは、(株)つばとろ代表の佐藤和愛(かずな)さんです。皆沢地区でさくらんぼ、ラ・フランス、スモモ、水稲などを栽培しており、さくらんぼ品評会、ラ・フランスの食味コンテストでそれぞれ最優秀賞を受賞するなど、若手農家のひとりとして活躍されています。

佐藤さんは、関根地区の水田で3年前からセリ栽培を行っています。仙台南の農家に毎日通い栽培技術を修得し、それとあわせてセリの卸し先も必死になって探したそうです。全量が契約栽培で、期間に合わせて値決めをするため、初年度はデータ収集などで大変に苦労したそうです。

地下100mから毎分1,000ℓの地下水をポンプで汲み上げ、9月中旬に定植し収穫は12月上旬から年明けの1月中旬頃まで続きます。12月20日過ぎから年末にかけてがセリの一番の需要期で忙しくなり、10人から15人の方から作業をしてもいい、最大限のマンパワーを投入して乗り切っているそうです。全量が契約栽培ですので、ほとんど地元に出回っていませんが、佐藤さんは将来的に面積を増やす考えを持っているようです。その時は皆さんの食卓に上山産のセリが並んでいるのではと期待しています。

(原田広幸委員)

小笹うるいのGI取得を活かす

小笹うるいは、平成31年3月に「GI(地理的表示)」の取得に至りました。GIとは、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついていてる産品を知的財産として登録し、地域ブランドとして保護する制度です。

「GI」の取得によって、組合員一人ひとりの意識と意欲が向上しました。ただ、取得して間もなく旬を迎えてしまったため、昨年は準備不足でした。

今年は、色々な方と話し合いを進めているところで、地元、東地区で村おこしに活用するため、食生活改善推進委員が「山形野菜レシピ集」の中から小笹うるいの料理教室などを計画中です。また、旬が5月の連休中となる事と、生食はこの時期が一番おいしいため、小笹うるいで、観光誘致にもお役に立てればと思案中です。

山形農学部によると、小笹うるいは、栄養成分や栄養価等が他地域のものより大変すぐれているという結果が出ています。甘み、ぬめり、栄養価の違いも周知していただき、ブランドの位置づけを確実なものにしたいと思っています。

販売促進のためには、ただの山菜という位置づけではなく、和、洋、中、すべての料理に対応出来る食材なので、レ

シビの開発が急務と考えています。そして、可能な部分の機械化とうるいの生産者、組合員を増やすことが大きな課題です。

(鈴木憲一推進委員)



上山のワインに想う

上山市南部地区は、春からの降水量も少なく果樹栽培が盛んな地区であり、最近、ワインブドウの栽培が盛んに行われています。また、平成31年から松沢地区の農地が整備され始め、43haのうち約14haがワインブドウの栽培を行う予定です。

ワイン需要が高まっていくなか、数年前



に岩手県早池峰山の麓大迫町のワイン工房を見学したとき、多くのワインの限定品が並んでいるのを見かけました。そして、長野県の松本駅のホームの売店でも日本酒と並びワインも販売していました。

(佐藤源一推進委員)

ワインを販売するところが増えているですが、地域間の競争に勝つためにも新規の法人が地元で醸造し、それに関連づけたものを作り出す事が必要ではないかと考えています。そして、行政、農協、その他組合員が一体となって取り組んでいくことで、

「事務局からのお知らせ」
下限面積は20aです
 空き家等に付随した農地も申し出を受け付け令和2年度も、農地の下限面積は20aになります。

農地法第3条に基づき農地の売買・贈与・貸借等をする場合には、経営面積が下限面積以上になることが許可要件の1つです。

農業委員会では、2年度も新規就農を促すことで、遊休農地の発生を防ぎ、農地の有効活用を進めるため、下限面積を引き下げることをしました。

また、空き家等に付随した農地で農業委員会の区域指定(地番指定)を受けた農地については、下限面積が1aになります。

※空き家等に付随した農地の指定には手続きがあるため、余裕を持ってご相談ください。

遊休農地にする前に、まずは相談を

「来年は収穫できそうにないな」「引き継ぎ手がないしどうしよう」など農地についての相談は、農業委員・農地利用最適化推進委員がお受けします。

特に果樹などは、2〜3年休んでしまうと、引き受け手も見つかりにくくなります。遊休農地になる前に、まずはご相談ください!!

令和2年度 農林施策に関する 意見・要望書を提出

農業に関する課題を市政に反映してもらうため、令和元年11月11日に意見・要望書を市長に提出しました。内容には、8月に実施した認定農業者への要望調査や農業委員会と認定農業者との懇談会で出された意見を取り入れていきます。

(※文中、▽は意見・要望の内容、▽はその回答を表します。)

《農地等の利用の最適化の 推進に関する政策について》

▼農地の有効活用について

▽人・農地・プランの実質化に向けた地域での話し合いを通して、遊休農地の防止、有効活用に努めてまいります。

また、マッチングしやすい環境づくりについては、市報や市ホームページなどの複数の媒体を使って周知に努めてまいります。

▼農地の集約につながる基盤整備の推進について

▽基盤整備事業の推進にあたっては、地域の合意形成が必要不可欠なことから、関係機関と連携しながら、地域の合意形成や計画策定等について支援してまいります。

《農林施策について》

▼有害鳥獣対策について

▽電気柵の補助事業については、これまで設置希望に比べられるよう対応してきたところであり、来年度も同様に対応する予定であります。

また、国の制度を活用した地域ぐるみの取組みについては、地域のご理解とご協力が欠かせないことから、東地区の設置後の状況も踏まえ、各地区での意向を確認しながら国・県へ要望してまいります。

捕獲した鳥獣を処理する施設の設置については、猟友会の意向を確認するとともに施設の必要性や運営方法など先進地の事例を調査、研究して



市長に対し意見・要望書を提出

まいります。

▼ふるさと納税を財源にした農業施策の充実について

▽本市ふるさと納税については、寄附者の意向に沿って寄附金の使途が選べるようにしており、農業を含む産業振興には「にぎわう」魅力と活力あふれるまち」とする使途区分を設けております。同区分にいただいた寄附金は、毎年度、農業振興に関する施策等の予算にも充当しておりますので、今後も寄附者の意向に沿って有効に活用してまいります。

▼園芸産地、上山におけるスマート農業の調査・研究について

▽現在、山形大学と連携し、市内11か所の果樹園地に積算温度計や定点カ

メラを設置して収集したデータを同大学のAIに蓄積させ、その情報により収穫適期を判断する事業に取り組んでおります。今後は、毎年のデータを蓄積し精度を高め、AI等の先端技術を活用したスマート農業が実現できるような環境整備を進めるとともに、次世代の農業について情報提供してまいります。

また、農地パトロールなどへのドローンやタブレット端末の活用については、実装に向けた研究や試行の取り組みを支援してまいります。

▼国道沿いにイメージアップのための果樹園誘導を

▽圃地化及び観光果樹園の運営については、運営主体となる農業者の意向が最優先されることから、関係団体との連携を図りながら農業者の意向について注視してまいります。

▼上山産ワインの郷づくりへの取組みについて

▽かみのやまワインによる地域振興事業については、「生産」「醸造」「消費」の拡大に向け、地域再生計画期間中に集中して支援を行ってまいります。

また、ワインに関するイベントについては、農業者の皆様からも多数参加いただいてイベントを盛り上げてい

事務局からのお知らせ

令和2年7月20日からの

農業委員及び農地利用最適化推進委員を 募集します

■農業委員

1 定数

16人(認定農業者が過半数になる必要があります)

2 主な業務

毎月の総会に出席し、農地法等の規定による農地利用に関する許可の審議・決定、農地利用の最適化(担い手の農地集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等)の活動など

3 報酬

月額38,000円
+活動に応じた報酬



■農地利用最適化推進委員

1 定数

10人(次の各地区2人)

- ・第1地区(上山、中山、山元、久保手)
- ・第2地区(西郷)
- ・第3地区(本庄)
- ・第4地区(東、宮生)
- ・第5地区(中川、金瓶)

2 主な業務

担当地区での農地利用の最適化(担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等)の活動など

3 報酬

月額20,000円
+活動に応じた報酬



■共通事項

1 任期

令和2年7月20日～令和5年7月19日までの3年間(推進委員は8月1日から)

2 受付期間

3月24日(火)～4月23日(木)まで

3 応募用紙

市のホームページからダウンロードできるほか、各地区公民館及び農業委員会事務局に備えています。

◆提出先及び問合せ先

上山市農業委員会事務局
電話 672-1111
(内線406)